

議第101号

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

高島市長 今 城 克 啓

---

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第17条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第23条第1項中「6,100円」を「7,700円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の

60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

第2条 高島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（高島市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項および第3項ならびに第28条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第25条第2項および第3項ならびに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。